

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める要望意見書

国民健康保険料が高く、国保加入者の生活を圧迫し困難を極めている。国保財政に占める国庫負担金の割合は、1983年には総医療費の45%（定率40%+調整交付金5%）から医療給付費の50%（総医療費－患者負担分に対して）に変更された。これは総医療費の38.5%への引き下げとなり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となった。2013年度では、自治体国保財政への国庫負担金は20%台にまで引き下げられ、一層厳しくなっている。

2010年の通常国会予算委員会で、鳩山首相（当時）は、国庫負担の削減が、高い保険料（税）の原因になっていることを認めるとともに、「財源の確保に努力したい」と答弁している。

国民健康保険法第4条は、国の責務として、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規定している。

この趣旨に照らしても、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

・ 財務大臣 麻 生 太 郎

・ 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久